

# 一般社団法人 アニマルウェルフェア畜産協会

## ～ 入会のご案内 ～



アニマルウェルフェア (Animal Welfare・家畜福祉) とは、家畜が最終的な死を迎えるまでの過程において、動物の生態や習性、生理に沿った飼育がなされ、ストレスから自由で、行動要求が満たされた健康的な生活ができる状態にあることです。そうした環境の下で家畜を飼育するシステムを、私たちは「アニマルウェルフェア (AW) 畜産」と呼んでいます。

近代的な集約畜産は国民の食を支えてきましたが、高度に進んだ家畜改良や、大量の濃厚飼料を与え生産効率を重視した飼育管理などによって、家畜に苦痛を強いている実態があります。

こうした現状に対する反省から、EU(欧州連合)はアニマルウェルフェアに関する法令整備などを進め、アメリカでも業界団体などによるガイドラインづくりが盛んです。日本も加盟するOIE(世界動物保健機関。旧名：国際獣疫事務局)では、畜種ごとにAW畜産基準の策定を進めています。

私たちと同じように、家畜は高い認知能力や感受性、複雑な社会性を持ち、苦しみや恐怖を感じる存在です。ストレスによって、飼育環境に発生する新たな病原菌に対する抵抗力が失われ、病気に感染しやすくなる、ということも獣医学的に解明されています。

そのため、「5つの自由の原則」の下、より良い飼育環境を提供していくことは、畜産の生産性や食の安全の向上にもつながり、経済的な利益をもたらします。AW畜産の振興は喫緊の課題です。

当協会は、セミナーや見学会などを通してアニマルウェルフェアに関する学習などを進めてきた「北海道・農業と動物福祉の研究会」を、AW畜産認証を始めるのを機に法人化し、2016年5月に設立しました。

主旨に賛同される方の入会を募り、ともにAW畜産の推進・普及に向けた下記の事業に取り組んでいきたい、と考えています。

- ・ アニマルウェルフェア畜産実践農場や同畜産製品の認証とその関連事業
- ・ AWIに関する情報・研修機会の提供や啓発・普及活動、調査・研究業務、人材の育成
- ・ AWの向上を図るための関係機関への要請や提案
- ・ 会員などの事業者が行なうAW畜産製品の販売に対する支援事業
- ・ その他、目的を達成するために必要な事業



※所在地：北海道河西郡中札内村西札内47番地1 代表理事：瀬尾 哲也

電話：090-9085-9078 (事務局・滝川)

Email：[info@animalwelfare.jp](mailto:info@animalwelfare.jp)

【会費など振り込み先】

- ・ 郵便振替口座：02750-3-102512 一般社団法人 アニマルウェルフェア畜産協会
- ・ ゆうちょ銀行ATMから振り込み：記号 19020 口座番号 49666301 同上

(入会申込書は裏面にあります)

\*\*\*\*\* 入会申込書 \*\*\*\*\*

会員の種別 (□にチェックを入れてください)

※正会員(総会での議決権を持ちます。セミナーや見学会などの割引あり)

法人・団体(年会費 3 万円)       個人(同 1 万円)       学生(同 3,000 円)

※賛助会員(活動の主旨に賛同した方。催しなどの案内をお届けします)

個人(年会費 3,000 円)       学生(同 2,000 円)

ふりがな  
氏名 :

住所 : 〒

電話(自宅) :

携帯電話 :

所属(職業など) :

E-mail アドレス : \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

(会員間の連絡はメールの使用が基本。アドレスがある方は必ず記入してください)

※「5つの自由の原則」とは

1. 空腹および渇きからの自由 (健康と活力のために必要な新鮮な水や飼料の提供)
2. 不快からの自由 (畜舎や快適な休息場などの適切な飼育環境の整備)
3. 痛み、傷、病気からの自由 (予防または救急診断と救急処置)
4. 正常行動発現の自由 (十分な空間、適切な施設、同種の仲間の存在)
5. 恐怖、苦悩からの自由 (心理的な苦しみを避ける飼育環境の確保と適切な取り扱い)

【解説】

アニマルウェルフェア先進国のイギリスでは、集約的な工業畜産のあり方を批判した、ルース・ハリソン氏の『アニマル・マシーン』が 1964 年に出版され、一般市民の大きな関心を引き起こしました。

同書による告発を受け、イギリス政府が立ち上げたブランベル委員会は、「すべての家畜に、立つ、寝る、向きを変える、身繕いする、手足を伸ばす行動の自由を与えるべき」とする基準原則を提唱します。

こうした流れのなかで、ヨーロッパ諸国では、家畜に対する虐待防止や飼育環境の改善などを盛り込んだ法令などの整備が進められ、1990 年代になると、「5つの自由 (Five Freedoms) の原則」として確立されていきました。

この原則は今、アニマルウェルフェアを推進・普及していくための国際的な基本方針になっています。